

令和元年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和元年9月6日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 議員定数等に関する調査特別委員会報告
- 7 行政報告
- 8 報告第9号 継続費の精算報告書について
- 9 報告第10号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 11 認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第3号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第4号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第5号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第6号 平成30年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第7号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第8号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第9号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 20 認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 21 同意第1号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 22 同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 議案第52号 財産の取得について
- 24 議案第53号 財産の取得について
- 25 議案第54号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第56号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 28 議案第57号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第58号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第59号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 31 議案第60号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 32 議案第61号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 33 議案第62号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 34 議案第63号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 35 議案第64号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 36 議案第65号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 37 議案第66号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 38 議案第67号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 39 議案第68号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和

併 総 務 課 主 幹	山	岸	雄	一
企 画 課 長	雄	谷	幸	裕
企 画 課 長 補 佐	及	川	隆	之
住 民 課 長	齊	藤	美 津	雄
住 民 課 長 補 佐	佐	藤	直	美
住 民 課 長 補 佐	楠	本	直	美
兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	洋	子
保 健 福 祉 課 長	宝	泉		大
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
健康管理センター長	村	上	洋	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま ゆ	み
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	ま ゆ	み
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
農 林 課 長	平		浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司

図 書 館 長	奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	道 淳 一

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳 一
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和元年第3回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月3日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告2件、認定10件、同意2件、議案17件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から意見書案3件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和元年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は、5人の議員から通告があり、9月10日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日6日から9月13日までの8日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日6日から13日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 6 日から 9 月 13 日までの 8 日間とすることに決しました。

◎日程第 4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書 19 ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（北藤） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第 2 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日、令和元年 8 月 7 日水曜日。

（2）、開催場所は、議事堂議員控室でございます。

（3）から（5）までは、記載のとおりでございます。

2、調査の内容。

（1）、社会教育施設の現状と課題について。

①、照明器具の動向について。

照明器具の動向と生産中止による影響について、資料に基づき説明を受けました。

社会教育施設には、水銀灯や蛍光灯を使用した照明器具が多数設置されており、製造中止等により将来的に入手が困難となることが想定されるため、今後の在庫の動向によっては施設の改修を急ぐ必要がある。

社会教育施設全体における老朽化等に伴う改修費用についても、今後の重要な課題となっている。

1）、水銀灯。

国際的な「水銀に関する水俣条約」により、水銀含有量に関係なく一般照明における高圧水銀灯（ランプ）は 2021 年から製造、輸入、輸出が禁止される。これを受けて、国内の大手照明メーカーも 2020 年 6 月末で水銀灯の電球の生産を終了するとしている。

2）、蛍光灯器具。

蛍光灯照明器具については、国が進める「新成長戦略」「エネルギー基本計画」や一般社団法人日本照明工業会の「照明成長戦略 2020」の目標に基づき、国内照明メーカーが相次いで今年中の生産中止を発表している。

蛍光管の生産については今後も続けられるが、政府は 2030 年までに全ての蛍光灯器具の LED 化を目標としており、照明の LED 化が加速すると見込まれている。

②、社会教育施設の現状について。

社会教育施設ごとの今後見込まれる改修内容と改修経費について、資料に基づき説明を受けた。

社会教育課が管理する全施設の LED 化に係る費用の総額は 9,370 万円、施設の改修費全体では

約2億8,500万円が見込まれている。

野外活動施設、勤労者体育センター、その他の社会教育施設の現在の状況、改修計画及び改修に係る費用等については、記載のとおりとなっております。

委員から、野外活動施設の維持管理や民間企業のノウハウ活用等についての意見があったほか、野外活動施設のすばらしい環境をまちづくりのために生かして交流人口の増加を図るため、さまざまな観点から今後の運営について研究、検討してほしいとの意見があった。

以上、総務常任委員会所管事務調査結果を報告いたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書23ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日は、令和元年7月11日であります。

（2）から（6）までは、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

（1）、観光振興と各種イベントの実施状況について。

①、観光振興について、資料に基づき説明を受けたところであります。

1）、広尾町観光協会への補助。

中身については、観光協会の主な事業の観光イベントの主催（広尾毛がにまつり、十勝神社夜桜照明の設置）から最後のイベントの後援による観光客誘致協力（ラリー北海道）までは例年のとおりでございますので、この部分については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2）、広尾町応援リーダー事業。

3)、広域観光の推進。

3)の中で、特に日高東部・十勝南部広域連携推進協議会において行われました「日勝半島」を北海道の新しい観光圏としてということでございまして、事業に特に取り組んでいるということでございました。

また、台湾からの観光体験調査委員を誘致して行った、台湾人から見た日勝半島の観光戦略調査事業における観光課題の抽出と分析では、冬期間のフンベの滝は高評価を得ているということでございました。

4)、平成30年度実施のその他事業については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

②、サンタランド事業について資料に基づき説明を受けたところであります。

1984年にノルウェー・オスロ市からサンタランドの認定を受け、広尾サンタランドが誕生して35年を迎えましたが、サンタランドにふさわしい新たな事業の展開が望まれているということでございました。

1)、サンタの家一般公開から2)の平成30年度に実施した主な事業についてまでは、記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思っております。

③、各種イベントの実施状況について、資料に基づき説明を受けたところでございます。

1)、広尾つつじまつり。

2)、十勝港まつりについては例年のとおりでございますので、内容については確認してお目通しいただければと思っております。

3)、広尾毛がにまつりも同じでございます。内容については、記載のとおりでございます。

4)、広尾サンタランドツリー点灯式も同じような内容で、例年と同様ということでございました。内容についてはお目通しいただきたいと思います。

④、主な質疑。

委員からは、つつじまつりで運行している送迎車両の対象者についてということでございます。説明では、高齢者や足の悪い方を優先することとしているが、特に制限はしていないということでございました。

また、委員からは、点灯式の予算額が増額となっている理由についてということでございます。説明では、警備の人員増と通路の安全確保のためのレンタルの照明費用、合唱の園児の衣装代の計上により増額したということでございました。

委員からは、映画制作の取り組みの現状についてということでございました。説明では、昨年、準備委員会が設立されたということで、今年については映画制作のためのスポンサーを集めている。制作費のめどが立てば、制作に取りかかることになるということでございました。

また、委員からは、フンベの滝が高評価とのことだが、周辺の管理の所管についてということでございました。説明では、滝の壁側は北海道森林管理局と思われるということでございまして、道路側の管理については、帯広開発建設部の道路事務所と協議をして草刈りを行ってもらったというところでございました。来年についても清掃や雑草駆除の要請を行いたいということでございまし

た。

委員からは、高い評価を受けている観光資源の積極的な活用や観光振興とイベントに関するこれまでの実績を踏まえて、将来を見据えた具体的なビジョンや目標について検討すべきではないかということでした。

以上、所管事務調査報告書といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 議員定数等に関する調査特別委員会報告

1、議長（堀田） 日程第6、議員定数等に関する調査特別委員会報告を行います。

報告書は、各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

議員定数等に関する調査特別委員会委員長、浜頭勝議員、登壇の上、報告願います。

1、議員定数等に関する調査特別委員会委員長（浜頭） 議員定数等に関する調査特別委員会報告書。

平成29年9月15日開催の第3回定例会で設置され、本委員会に付託された調査事件について、調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日及び（2）、開催場所については、記載のとおりでございます。

2、調査事件。

（1）、議員定数等に関する調査。

3、調査の背景。

町議会は、行政課題を的確に把握し、合議制の意思決定機関として住民の意思を町政に反映し、二元代表制のもと、町政に対する監視機能を果たす重要な使命を担っている。また、少子高齢化、人口減少など、社会構造が急激に変化する中、議会の果たすべき役割と責任もますます大きくなっている。

地方議会の議員定数については、従前は地方自治法に定められた上限数を超えない範囲で条例で定めることとされていたが、平成23年の地方自治法の一部改正により法定上限が撤廃された。

法改正前の規定による議員定数は人口5,000以上1万未満の町村の上限については18人とされており、本町においては平成23年にそれまでの14人から13人に改める条例改正を行い、現在に至っ

ている。また、議員報酬については、平成 16 年 12 月 1 日の改定から現在の月額となっている。

本町議会では、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮し、町民の負託に応え、町民の福祉の向上と広尾町の持続的で豊かなまちづくりを実現するため、平成 26 年に議会基本条例を制定し、議会改革の取り組みを進めてきた。

今日、全国の町村で議員のなり手不足が深刻化しており、本町においても平成 28 年執行の町議会議員選挙では無投票当選となった。議員のなり手不足は、議員定数と議員報酬についても大きくかわる問題であることから、議長を除く全議員による調査特別委員会を設置し、本町の適正な議員定数及び議員報酬について調査を行った。

4、調査の内容。

(1)、研修会の開催及び(2)民意の反映については、記載のとおりであります。

5、調査結果。

(1)、議員定数について。

議員定数の調査に当たっては、人口規模や他町村との比較、民意の反映、委員会機能の充実、議員のなり手不足等さまざまな視点から調査を行った。

住民からは、定数を減らした場合に意見が偏ることを危惧する発言や、人口減に合わせて議員を減らすべきなど、現状維持と定数減の両方についての意見があったほか、議会における議員定数に関する十分な議論を望む声があった。

議員からの意見。

定数減では当選のハードルが高くなり立候補が難しくなる。

住民からの要望や意見を把握する機会が減少し、民意を反映する機能が低下する。

1つの常任委員会の人数としては現在の人数が限界であり、少なくなった場合、委員会として機能することが困難になる。また、常任委員会を1つにするのは無理がある。

管内の他町村との比較や人口規模に対する議員数を見た場合、妥当な定数である。

活発な議論により将来のまちづくりを考えるべきであり、議論に必要な人数として現状維持とすべき。

昨年の議員研修の中で、講師から「定数を減らすことで得票数のボーダーラインが上がり、なり手不足が進む。定数が少ない議会ほど、なり手不足に陥っている」との話があった。

将来の人口減少を踏まえた場合、現状の定数では住民の理解が得られないのではないかと。

前回の選挙では無投票となったことや、人口減が進んでいる現状、本町と人口同規模の本別町・池田町の議員定数から1名減とすべき。

以上のとおり、議員定数については、現状維持とすべきとする意見と、削減すべきとする両方の意見があり、採決を行い、調査結果を現行の議員定数となっている13名の現状維持とすることに決定した。

(2)、議員報酬について。

議員報酬の調査に当たっては、他町村との比較、議員のなり手不足などの視点から調査を行った。

住民からは、報酬増によって議会の活発化を期待する意見や町の財政状況が厳しい中、報酬増に

伴う町民負担を危惧する意見などが出され、今後の議会における十分な議論を望む声が複数寄せられた。

議員からの意見。

町の財政状況から、上げる環境にない。

懇談会での意見は現状維持が大勢となっている。

報酬のみの収入で生活するには少ない。若い候補が立候補するには生活を保障できる報酬が必要。

管内町村の状況と比較して現状維持が妥当である。

活動に見合った報酬の額となっており現状維持が妥当である。

以上のような意見が出され、現状維持とする意見が多数であり、調査結果を現状維持とすることに決定した。

以上、調査特別委員会報告書。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

お諮りします。議員定数等に関する調査は以上で終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本調査を終了することに決しました。

これをもって議員定数等に関する調査を終了いたします。

◎日程第7 行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和元年第3回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の令和元年度普通交付税の決定についてであります。

令和元年度の普通交付税額が7月23日に決定したので、その概要について説明をいたします。

参考資料としてお配りをしております別紙の中段の太枠をごらんいただければと思います。

本年度の普通交付税は31億2,863万円であります。当初交付決定額で前年度と比較いたしますと、交付額で913万9,000円の増、率で0.3%の増となりまして、地方財政計画上の増加率を0.8ポイント下回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の令和元年度発行可能額は1億3,294万2,000円、24.5%の減となっております。

なお、令和元年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では32億6,157万2,000円となり、前年度の当初の合計額と比較しますと、金額で3,399万円、率で1.0%の減となったところであります。減額要因の主なものは、臨時財政対策債振りかえ相当額の減少によるものであります。

一方、基準財政収入額は固定資産税の増により、全体として微増しているところであります。

また、令和元年度の当初予算については、普通交付税31億1,300万円、臨時財政対策債1億4,385万円、合計32億5,685万円を計上しておりましたが、算定の結果、472万2,000円の追加補正という結果になったところであります。

次に、2点目の幼児教育・保育の無償化についてであります。子ども・子育て支援法が本年5月に改正され、3歳から5歳児の全世帯とゼロ歳から2歳児までの町民税非課税世帯等を対象に、10月1日から保育料の無償化が開始されます。さらに、給食費、副食費でありますけれども、3歳から5歳児の年収360万円未満の世帯及び第3子は無償化とすることになったところであります。

今回の改正により、3歳から5歳児の年収360万円以上の世帯は、保育料は無償となりますけれども、新たに給食費のみの自己負担が発生することになりますけれども、本町の子育て世帯の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図る観点から、町独自に対象を拡大し、3歳から5歳児の全ての世帯の給食費、副食費の無償化を行うことといたしました。本定例会に関連する条例改正案及び補正予算を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の医師派遣に伴う陸上自衛隊十勝飛行場の利用についてであります。

広尾町国民健康保険病院は、4月から地方独立行政法人として社会医療法人北斗病院の関連病院として、改めて医療提供体制の充実に向け、努力を続けております。

北斗病院では、関連病院としての機能を万全に果たすべく、主として札幌市や旭川市などから来る医師の移動負担軽減を図り、医師を安定的に確保する方策として、小型航空機の活用を行っております。現在、とかち帯広空港を発着地として運航を行っておりますが、広尾町国民健康保険病院、北斗病院双方における安定的な医師派遣体制確保対策として、北斗病院から近距離にある陸上自衛隊十勝飛行場の利用について、陸上自衛隊帯広駐屯地より協力をいただけることになりました。陸上自衛隊十勝飛行場の利用に理解が得られたことは、今後の広尾町の地域医療体制の充実に寄与するものと考えているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、10日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第8 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第9号 継続費の精算報告書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第9号 継続費の精算報告書についてであります。

平成30年度をもって継続年度が終了した広尾町一般会計継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告させていただくものであります。

次のページの別紙の平成30年度広尾町一般会計継続費精算報告書であります。

9款2項、事業名は豊似小学校改築事業であります。全体計画に対する実績及び比較の年割額、財源内訳は、おのおの記載のとおりであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第9号 継続費の精算報告書についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第10号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第10号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第10号につきましてご説明をいたします。

お手元の決算関係資料の確認をさせていただきます。別紙の平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、そして監査委員からの広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書の2冊であります。

初めに、健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。

中ほどの米印のところに健全化判断比率の概要が記載をされております。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

（1）、総括表であります。

区分といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標でありまして、それぞれの判断比率につきましては、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断比率の関係でありますけれども、これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化計画を定めることになります。

また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導によります財政再生計画を定めなければならないということになっております。

30年度決算における本町の健全化判断比率の状況であります。

実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が赤字の場合に数値として表示されますが、黒字決算のため比率の表示はありません。

連結実質赤字比率については、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。病院会計で赤字決算となっておりますけれども、全会計通算した場合、黒字となっていることから比率の表示はありません。

次に、実質公債費比率であります。12.9%。

将来負担比率につきましては一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち、公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としております。30年度決算は71.8%となっております。

いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、詳細につきましては、2ページから5ページにそれぞれの算出方法、計算式を記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

飛びまして、6ページをお願いいたします。

資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等における資金不足比率の状況であります。本町におきましては、(1)の総括表のとおり、公営企業法の適用企業として国保病院事業会計、水道事業会計の2つの会計、そして公営企業法の非適用企業として港湾管理、簡易水道、下水道事業の3つの特別会計が対象となっております。30年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、それぞれの算出方法、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載してあるとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員の意見書であります。健全化判断比率の意見書2ページをお願いいたします。

2ページ目の上段に審査の結果、(1)、総合意見というのがございます。審査に付された書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとするものであります。

次に、もう一冊の資金不足比率審査に対する監査委員の意見書であります。

1ページ目の一番下の5、審査の結果であります。

審査に付された書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上で、報告第10号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、報告第10号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎日程第10 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） それでは、報告第11号について、関係法令に基づき報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書1ページをお願いいたします。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置されました広尾町総合教育会議につきましては、6月28日と11月26日に開催をしております。会議におけます議題等につきましては、掲載のとおりであります。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。平成30年度は、10回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから12ページまでは、平成30年度における教育委員の主な活動状況を載せております。各種会議のほか、学校行事、各種団体等の行事にも出席をし、幅広く保護者や地域の皆様の意見を伺ったところでございます。

続きまして、13ページから14ページまでは、教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催概況について掲載をしております。

次に15ページには、平成30年度の教育費に係る予算と決算の状況について載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は98.2%となっております。

次に、16ページから25ページには、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載をしておりますが、平成30年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、幼稚園教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をしております。

続く26ページから32ページには、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について掲載をしております。

また、33ページからは、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、37ページから38ページには、平成30年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載しております。

なお、これらの事項につきまして、広尾高等学校PTA会長木村正樹氏並びに広尾中学校PTA会長堂場伸二氏のお二人から意見をいただいております、その内容は39ページから40ページに掲載を

しております。

以上、簡単ではございますけれども、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についての説明を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第 11 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

◎日程第 11 認定第 1 号～日程第 20 認定第 10 号

1、議長（堀田） 日程第 11、認定第 1 号 平成 30 年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 20、認定第 10 号 平成 30 年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案書 5 ページからであります。

認定第 1 号 平成 30 年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 8 号 平成 30 年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によって、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第 9 号、13 ページであります。平成 30 年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について及び認定第 10 号 平成 30 年度広尾町水道事業会計決算認定についての 2 件につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によって、決算について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

各会計の決算認定につきましては、認定方よろしく願いを申し上げるところであります。

なお、それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、補足説明をさせていただきます。

お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

まず、平成 30 年度の一般会計各会計の決算書 1 冊であります。次に、30 年度決算に係る主要な施策等説明資料 1 冊、国民健康保険病院事業会計の決算書が 1 冊、水道事業会計決算書が 1 冊、監

査委員からの決算意見書が一般会計及び特別会計、企業会計合わせて2冊であります。ご確認をお願いいたします。

それでは初めに、一般会計の決算についてご説明をいたします。

決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

平成30年度の各会計別決算の総括表であります。

このうち一般会計であります。

予算現額76億6,013万8,433円に対しまして、歳入決算額は76億1,807万1,693円、歳出決算額74億7,048万435円、差し引き1億4,759万1,258円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は98.1%でありました。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から後期高齢者医療特別会計の7特別会計の合計であります。予算現額27億509万円に対しまして、歳入決算額26億8,408万2,951円、歳出決算額は26億6,031万5,992円、差し引き残額2,376万6,959円、執行率99.1%でありました。

次に、30年度決算に係る主要な施策説明資料のほうをお願いいたします。

成果報告書の1ページであります。

第1表の決算概況の表から順次説明をさせていただきます。単位につきましては、1,000円単位あるいはパーセントで表示をしております。

まず、第1の一般会計決算状況についてであります。平成30年度の歳入歳出差し引きの決算額(C)欄から翌年度に繰り越すべき財源(D)欄を差し引いた実質収支(E)欄は1億4,756万9,000円となり、単年度収支(F)欄は333万2,000円となります。これに積立金(G)欄の1万9,000円を加えた実質単年度収支は335万1,000円となるものであります。

次に、2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等についてであります。

平成30年度の地方債の残高であります。127億9,833万2,000円でありまして、平成29年度末の残高と比較しまして2億4,367万6,000円の減少であります。残高内訳につきましては、政府資金及びその他でありまして、記載のとおりであります。

詳細につきましては、同じ5ページに記載をしておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次の次年度以降債務負担行為額であります。7,888万9,000円、前年度比6,006万9,000円の減少であります。

次に、実質公債費比率は12.9%で、前年度比3.5ポイントの増。

将来負担比率は71.8%で、同じく7.4ポイントの減少であります。

次に、中ほどの表であります。

平成30年度の財政力指数は0.229であります。

次の経常収支比率につきましては91.2%、前年度比4.7ポイントの増であります。

次に、税の徴収率の関係であります。全体では92.6%、0.7ポイントの増、現年度分につきましては0.3ポイント、滞納分は4.9ポイントの増でありました。

次に、3の基金の状況であります。

平成30年度の全会計の合計積立金現在高は30億1,520万5,000円であります。用品購買基金現在高を合わせた合計額は30億2,320万5,000円であります。詳細につきましては、決算書325、326ページに記載をしておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

戻りまして、備荒資金組合の納付金の関係につきましては、現在高が2億2,577万6,000円。

次に、4の各特別会計の決算状況であります。

表の右側、最後の列になりますけれども、各特別会計の地方債の30年度末現在高について記載をしております。

特別会計全体では、30年度末残高23億2,484万4,000円で、2億985万2,000円の減少となりました。

次に、一番下の表であります。5の各特別会計への繰出金等の決算状況についてであります。主な内容についてご説明をいたします。

簡易水道事業会計では歳入で水道使用料の増により、下水道事業特別会計では歳入で下水道使用料の増により、国民健康保険事業勘定特別会計では赤字補填分の減により、介護保険特別会計では歳出で介護給付費の増により、介護サービス事業特別会計では歳出で事業費の増により、後期高齢者医療特別会計につきましては歳出で後期高齢者医療広域連合納付金の増により、それぞれの会計で繰出金が増減をしたものであります。

国民健康保険病院事業につきましては、地方独立行政法人への移行に向けた繰越欠損金の解消が主な要因で増加となっているものであります。

以上が、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算概要であります。

次に、監査委員から決算書に係る審査意見書が提出をされております。平成30年度の広尾町一般会計及び特別会計決算審査意見書、広尾町基金運用状況審査意見書をお願いいたします。

1ページをお開きください。

下段、5に審査の結果が記載されております。ご確認をいただきたいと思います。

次に飛びまして、13ページをお願いいたします。

平成30年度の広尾町基金運用状況の審査意見書であります。広尾町が運用している15の基金に係る審査結果であります。

13ページの下段に、3、審査の結果が記載をされております。ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、認定第9号の病院の関係であります。

広尾町国民健康保険病院事業会計の決算書14ページをお願いいたします。

(1)の総括事項によりまして、決算の概要を報告させていただきます。

本年度につきましては、内科医3人、外科医1人の4人体制で、入院・外来の診療に当たりました。

また、引き続き出張医の派遣による整形外科・循環器科・皮膚科・脳神経外科・精神科、計5科の専門外来実施や週1回の内科夜間診療を行いました。受診者の利便性の向上に努めたところであります。

本年度の患者総数につきましては4万2,824人となり、内訳は、入院患者が1万2,711人、外来が3万113人でありました。

本年度の事業損益計算につきましては、収入総額9億3,358万6,272円、費用総額が7億8,744万1,142円となりまして、収支差額は1億4,614万5,130円の利益決算となったところであります。

資本的収支においては、一般会計負担金、企業債、道補助金の収入をもって、企業債償還金、建設改良費に充当をしたものであります。

続きまして、認定第10号の水道事業会計の決算書をお願いいたします。

水道事業の決算書、同じく14ページであります。

同じく総括事項によりまして、決算の概要を報告させていただきます。

本年度につきましては、給水戸数は2,899戸、給水人口は5,493人、有収水量は55万6,998立方メートルとなりました。

収納率につきましては、現年度分98.2%、過年度分78.7%、全体では97.8%と前年度比0.2ポイントの増となる実績でありました。

料金の未納額につきましては294万3,298円、有収率は84.1%であります。

建設改良につきましては、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備及び中広尾地区の配水管の新設工事を行ったところであります。

経営状況については、収益的収支、税抜きであります。水道事業収益1億5,546万991円、水道事業費用が1億6,060万2,816円で、差し引き514万1,825円の当年度純損失となったところであります。

また、資本的収支につきましては、資本的収支不足額の3,885万2,083円を、当年度分の消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度の損益勘定留保資金をもって補填をしたところであります。

なお、当年度純損失につきましては、建設改良積立金をもって補填をしたところであります。

次に、平成30年度の広尾町公営企業会計決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

下段に審査の結果が記載をされております。ご確認をお願いいたします。

以上で、認定第1号から認定第10号までの補足説明を終わらせていただきます。

各会計におけます各事業につきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝を申し上げます。重ねまして、認定方どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

お諮りします。本件 10 件は、議長と議会選出監査委員を除く 11 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第 98 条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件 10 件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の正副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告いたします。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には小^こ田^だ英勝議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 21 同意第 1 号

1、議長（堀田） 日程第 21、同意第 1 号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、同意第 1 号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります中村孝夫氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

中村氏は、昭和 11 年のお生まれで、現在、栄町町内会の町内会長を務めておられます。

中村氏には平成 6 年から教育委員をお願いしておりますが、温厚な人柄と豊富な識見をお持ちで、社会教育、スポーツをはじめ、広く教育行政に精通されていることから、教育委員に適任であると

考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略いたします。

これより同意第1号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第22 同意第2号

1、議長（堀田） 日程第22、同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります山川揚大氏が本年10月3日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

山川氏は、昭和38年、本町でお生まれになり、平成10年、司法書士の登録をされ、現在、本通3丁目において司法書士事務所を経営されております。

山川氏には、平成13年から固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在に至っております。固定資産全般にわたって精通されており、委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第23 議案第52号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第52号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第52号 財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

事業名であります、基幹システムサーバー機器購入業務であります。

取得財産につきましては、サーバー6台ほかであります。

取得の目的は、既存基幹システム更新に伴うサーバー機器の購入であり、取得価格は745万2,000円であります。

契約の相手方は、釧路市春採8丁目2番10号、株式会社エイチ・シー・シー、代表取締役藤野博昭であります。

予定納期は、本案の議決後、令和元年9月30日までとしております。

指名業者等の状況についてですが、株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5業者をもって入札を行い、落札率につきましては、92.3%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第52号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第53号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものです。

事業名であります、基幹システム購入事業であります。

取得財産につきましては、システム用ソフト、ライセンス一式、データ移行、セットアップ一式であります。

取得の目的は、現在、本町で使用している基幹システムが令和2年度をもって機器の保守等が終了することに伴う更新であり、取得価格は5,555万円であります。

契約の相手方は、釧路市春採8丁目2番10号、株式会社エイチ・シー・シー、代表取締役藤野博昭であります。

予定業務期限は、本案の議決後、令和2年3月31日までとしております。

指名業者等の状況であります。現在町が保管しているデータを円滑に移行するため、現システムに精通している株式会社エイチ・シー・シー1社をもって見積もり合わせを行っております。落札率につきましては、99.2%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第53号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第54号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第54号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、令和元年11月5日から申請があれば氏に変更があった方の旧氏を住民票や個人番号カードに併記することが可能となります。

これに伴い、印鑑登録においても、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記等を可能とするため、印鑑登録及び証明に関して所要の改正を行うとともに、条例の中の文言を整理するものであります。

以上、議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 55 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、8月1日から施行されたことに伴い、本町の条例で対応する文言を改正するものであります。

改正内容であります。法律の改正に伴い、災害援護資金の償還に係る支払い猶予規定の追加、償還金の償還免除事由に破産または再生手続開始の決定の追加、償還金の支払い猶予、または償還免除を判断するため、市町村に資産、収入を調査する権限の付与が規定されたことにより、本町の条例においても、それらの事項については法律の規定によるものとしたところであります。

また、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、市町村等は審議会等を設置するよう努めることとされたことから、支給審査委員会の設置に関する規定を新たに定めるものであります。

最後に、附則についてでありますけれども、この条例は、公布の日から施行し、8月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 55 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議案第 56 号

1、議長（堀田） 日程第 27、議案第 56 号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第56号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は4ページになります。お願いいたします。

本案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、改正内容に合わせて幼児教育・保育施設の3歳以上の利用者負担を無償化するとともに、引用する関係条例の文言、条項等を整理するものであります。

改正する条例につきましては、第1条で広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第2条で広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例、第3条で広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例、これらをそれぞれ改正するものであります。

また、3歳以上の給食費につきましても、資料の5ページにありますように、広尾町が助成し無料化をする規則を新たに定めたいとするものであります。

条例、規則とともに、令和元年10月1日から施行したいとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より補足説明をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、補足説明させていただきます。

今お開きになっていました議案資料の4ページ、それに基づいて説明させていただきます。

改正理由です。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、認定こども園ひろお保育園、そして豊似の保育所、この利用負担を無償化にするため、関係条例の一部を改正するものであります。

また、この条例改正に合わせまして、先ほど町長が説明しましたとおり、1号認定、2号認定の3歳以上になりますが、国が行う無償化以外の方々、無償化にならない方々の給食費の部分の副食費について町が助成し、無償化とする規則を新たに制定しております。

今回の国の改正で町の3つの条例が一部改正となります。先ほど町長のほうから説明がありましたとおり、1条から3条として提案させていただいております。

まず、第1条についてです。

第1条につきましては、議案の23ページから34ページになります。

そして、議案資料につきましては、新旧対照表の6ページから39ページまで改正の部分が書かれております。

済みません。先ほどの議案資料の4ページに戻っていただきまして、中段からの主な改正内容になります。

第1条、①としまして、条例で引用する用語の整理をしております。今回の改正では、国は支給認定、それを教育・保育給付認定としたことによる改正、そして、新たな用語が出てきた部分の整理を行っております。

次に、②として、年収360万円未満の世帯及び第3子以降の副食費を無償化にする部分を改正しております。

議案の26ページ、お開きください。

上から5行目から下までに記載されている部分が、今、②として説明した部分になっております。ここで書いている部分ですが、1号認定、2号認定の年収360万円未満の場合の課税額、これを7万7,101円、それと5万7,700円ということで360万円未満を置きかえて記載されております。

議案資料のほうに戻っていただきまして、もう一度4ページのほうをお願いいたします。

次に、第2条になります。

①番、保育に伴う3歳以上の利用者負担額の無償化、それと②番、保育に伴う3歳未満児で非課税世帯及び第3子以降の利用者負担額の無償化。

議案は、34ページ、35ページになります。

34ページの下から7行目、それから35ページの中段までに改正文が記載されております。

ちなみに、第3子以降の利用者負担額の無償につきましては、平成28年度から既に行っておりますので、今回の一部改正には載っておりません。

次に、もう一度、議案資料の4ページをお願いいたします。

第3条になります。①番、認定こども園の3歳以上の利用者負担額の無償化、それと②番、同じく認定こども園の3歳未満児で非課税世帯及び第3子以降の利用者負担額の無償化、これを改正しております。

議案は、35ページから36ページまでになります。

先ほども第2条のほうで説明しましたが、ここで言っている第3子以降の利用者負担額の無償化についても既に行っておりますので、今回の改正には入っておりません。

続きまして、議案資料の5ページをお開きください。

ここでは、認定区分ごとの無償化の内容を記載しております。

表が上から2つありますが、表の上が1号と2号認定、3歳以上の児童になります。次の表が3号認定、ゼロ歳から2歳児となっております。

それで、この表の一番上に利用者負担額と給食費（副食費）ということで分けて記載しております。

それと表の2段目に国が助成する分、町が助成する分ということで、助成者を記載しております。

表の3段目が対象者を記載しております。

表の4段目が国、町それぞれの対象人数、これは無償化になる人数になりますが、記載しております。ただし、表の2段目の一番最後になりますが、ここでは無償化にならない人数、対象者等を

記載しております。

そして、表の一番下になります。一番下が、無償化開始が10月からなりますので、10月から来年3月の6か月分の利用している方の総費用になります。

表で黒く3か所囲んでいるのですが、この部分に関してが国で助成する部分となっております。それと、1か所網かけになっている部分についてが、町が独自助成する部分となっております。それと、何もしていないところが、本人負担ということになっております。

それで、先ほど網かけの部分、町が助成を行う副食費の部分ということで説明しておりますが、この5ページの下の方で参考として載せておりますが、この中で国が助成する以外の給食費の副食費をゼロ円にするということで、うたっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、今回の提案につきましては、10月から施行される子育て中の保護者にとっては、保育料あるいは副食費が無料になるということで、大変喜ばしい状況でありますけれども、管内でもこの9月の定例会でそれぞれ提案されていると思うのですが、管内の無償化の状況、副食費等の内容について把握していればご説明いただきたいと思います。

それから、今の説明の中で、これは国の方針でやっておりますけれども、いわゆる3歳以上の保育料の無償化ということで、3歳未満児については現状維持というか、有料化を継続するということでもありますけれども、一部住民税非課税とか、3人目無償化というのはありますけれども、子育て最中のご両親からすれば、3歳以上は無償化になって、その3歳未満児が現状どおり有料化というのはについては、どうしても不公平感というのが私は残るかと思うのですが、この点についてどのように考えているのか、ご説明をいただきたいと思います。

それと、先ほどのこの条例、条文の中での説明で、26ページに前段の1号認定、2号認定についての部分では、これは国の政令、省令で300万円、360万円未満の部分については副食費を無償化にするということなのではございますけれども、後段については360万円以上ということで、これは国は副食費を徴収するという方針でありますけれども、先ほどの中で、本町独自に360万円以上の方であっても副食費を無料化にするということなのではございますけれども、その部分が、例えば保育料の無償化については条例の中で無償化にするという規定があるのですけれども、この副食費については5ページの後段の枠に参考という形で、広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における食事の提供に要する費用負担額を定める規則というのがありますけれども、この中で無償化にするという規定をされているのですけれども、一般的に保育料と同様に、やはり条例の本文の中でうたうべきでないのかなというふうに思うのですが、その点についてご説明をいただきたいと思います。

あと、この利用者負担額のうちで、これは平成30年12月に提案した利用者負担額基準表という

のがありますけれども、この中で別表3の中で、預かり保育利用者負担額というのがありまして、これは1号認定で、子ども1人につき1時間当たり300円となっておりますけれども、今回の保育料の無償化という流れの中で、この300円について今回提案されていませんけれども、例えば減額するとか、無償化にするとか、そういった検討はされなかったのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、説明させていただきます。

まず、ほかの町の管内状況ということですが、3歳から5歳の部分について、昨日、おとといと確認させていただきました。十勝管内、もう決定しているところもありますが、まだ未確定なところもありまして、十勝管内の半数以上が3歳から5歳の給食費、副食費の無償化を進めているということで電話等で確認しております。

それと、ゼロ歳から2歳児の無償化について国が3号認定を行わない部分、どうしてかということですが、1号、2号につきまして、当町も含めて全国的に約95%以上が入所している状態です。済みません。当町も人口、現在113人いる中で、110人の入所となっております。97%以上の3歳以上が家庭にいるわけではなくて、施設のほうに入っているというふうに現状押さえております。しかしながら、3歳のゼロ歳から2歳につきましては、入所率が少なく、当町も人口122人中39人、約32%となっております。3分の1の入所にとどまっております。施設入所者だけを優遇することはやはり不公平感が生じるということで、国は助成対象外としております。当町も国の制度と同じような考えを持っておりますので、国の制度どおり条例改正を行っております。

続きまして、議案の26ページの部分、なぜ町で今回規則ゼロ円としたところを条例でうたわなかったのかという部分でございます。これにつきましては、事務サイドでも何度も検討した案件でありました。条例で行うことで、確かにすっきりしますし、保育料関係も全部落とすことで難しくなく完了させることができます。ただ、今回の国が行う副食費の無償化にならない1号認定の方の全体の約3分の2の方が、今回、無償化対象から外れます。今後、子育てをしていく若い方への少子化対策、これに関して町長は懸念をしていたところで、苦肉の決断だったということです。これは、あくまでも町長が必要なものと認めたものでありますので、国の施策とは別として、今回、規則を新たに制定しまして、町が副食費を全額助成するという形をうたわせていただきました。

それと、1号認定に係る預かり保育の部分、300円の部分の、今回それにつきまして助成等は考えなかったのかということです。広尾町では預かり保育以外にも一時保育等ほかの施策を行っておりますが、現在、幼稚園の一時保育、そんなに件数的にはありません。多分試算では年間30件ぐらいなのかとは見ております。少ないから単純に助成するというものではなくて、やはりほかの施策も含めて検討しなければならない部分かなというふうに考えました。今回はあくまでも国が行った施策、国が定めた施策に基づいて、先ほど説明しました3歳から5歳の給食費は、何度も言いますけれども、今回町長が苦肉の策で行うということで決定しましたが、それ以外の部分は国の施策

どおり行いたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 3歳未満児については保育入所率が3歳以上から比べたら3分の1程度ということでありましたけれども、それぞれの子育て中のご家族、ご両親のご都合等でそういった保育所に預けるという方もあるかと思うのですけれども、やっぱり一般論として、お子さんのいるご両親から見れば、3歳という線引きで以上と未満でもって無料、有料というのは、一定程度の不公平感というのは必ず残ると思うのですね。そういった意味で、これからもう少し住民に対して、丁寧な説明というのが単なる今言われたような保育所入所率だけで説明するのではなく、もっと丁寧な説明、そういったものが必要になってくると思うのですけれども、理事者としてはどのように考えているか、ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員から3歳未満の無償化の関係でご質問がありました。

言われますとおり、3歳以上と3歳未満との不公平というものでありますけれども、今、室長が申し上げたとおり、役場でも国の法律の中で今、条例を提案させていただいているところであります。3歳以上につきましては、何度も申し上げているとおり、町の独自施策として給食費、副食費の部分については無償化をさせていただくと。3歳未満児につきましては、これも何回も繰り返になりますけれども、3分の1程度の入所ということ、ということは在宅で子育てをしているご家庭も当然いるわけでありまして、そこでの不公平をではどうするのかという問題も出てくるわけでありまして。3号認定の部分につきましては、いわゆる保育料の中に主食、それから副食含めまして、給食費という概念といいますか、そういうことがありませんので、保育料という形で全て徴収をさせていただいているところであります。

ということで、今回の改正の中でも、1号と2号の改正の中では、1号はもともと幼稚園ということですから、給食費は別に給食費という形で支払いをしていました。2号については、保育所に通っていた子どもの3歳以上の子どもでありますけれども、その副食費については今までも保育料に含まれていた。主食についてはご飯を持参していただく、また、麺の場合にはそれ相当の実費を徴収させていただいていたというところで、今回の改正でその2号の部分が、今まで保育料の中に含まれていた副食費が、外に出されると。別に給食費という形で徴収をしろという国の方針なものですから、それは今までも給食費という形でもらっていないということで、町としては、保育料が全て無料になる、無償化になるということに合わせて改めて保育料をもらうということではなくて、全て3歳以上についてはその部分も含めて無償化にしようというところであります。

繰り返しになりますけれども、3号認定のゼロ歳から2歳の部分については、給食費という部分

で今までももらっておりませんので、保育料という形であくまでももらっているということでありまして、その辺については国の方針どおりにさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） ほかに。

11 番、旗手恵子議員。

1、11 番（旗手） 前に一般質問でもこのことに関して私は町長の見解をお聞きしたところなのですが、すけれども、この無償化の財源を消費税 10%への引き上げの分を充てるということなのですが、きょう、きょうの報道を見ましても、実質賃金がもう 6 か月も下がっていると。そういう中で消費税の負担増というのは、特に低所得者層にとっては、大きな影響があると思うのです。無償化の財源に充てるという意味では、最もふさわしくないものではないかなというふうに私は強く思うのですが、そのことについて町長の見解をお聞きしたいと思います。

それと、待機児童の解消のことでお聞きしたいのですが、本町でも残念ながら、これまでというか、今年、待機児童が出てしまいました。これまで保育料が高いから保育所に預けて働きたいけれどもできないと思っていた人たちも、無償化になったのだったら預けて働きたいと、そういうふうに思う人は当然増えるのではないかなと思うのですよ。そうなったときに、待機児童の問題というのは、さらに深刻なものになるのではないかなと思います。

それで、私は、国のほうでは保育所が足りない分は公的な責任を後退させて、規制緩和で保育の質を低下させるということも考えているようですが、広尾町ではそういうことはやっぱりダメではないかなというふうに思うのです。この無償化のことと待機児童の解消ということについてどのようにお考えになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、内閣府のほうで、副食材料費の実費徴収を機に、滞納がある世帯の保育の利用を中断する可能性ということを示唆しているのですが、これまでは保育料の滞納を理由にして退所させることはできないということをやっていたわけですが、これからは副食費の滞納がある保護者から事情を聞いて、利用継続の可否等を検討するという見解を示しているのですが、そんなことをされたら大変ではないかなと思うのですが、このことについては町長はどのようにお考えになるのでしょうか。親の経済状況によって子どもが退所させられるなんていうことは、絶対あってはならないと思うのですが、そのことについて説明をお願いいたします。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

再開します。

答弁。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、旗手議員のほうから質問のありました3点についてお答えをさせていただきます。

1点目の保育の無償化の財源が消費税を財源としているということについての考え方でありまして、けれども、確かに今この保育の無償化、10月の消費税増税に合わせた前倒しの実施ということでございます。議員言われるように、子育て世帯にもそれ相当の負担となるという部分で、消費税が逆進性を持っているという部分で、この点については旗手議員のおっしゃるとおりだというふうに認識をしております。ただ、消費税が社会保障の制度の維持という部分で創設をされた、そういった税金であるという部分としまして、町としても今後の幼児教育・保育に関して子育てをする方々への支援については、少子化対策の観点からも必要なものだというふうに考えています。今後につきましては、そういったことも含めて、国がさらなる子育て施策を進めるように町としても要望していく必要があるというふうに考えております。

2つ目の無償化によって今まで預けていないご家庭の方が無償化になるということで子どもを預けて働きに出たいという場合に、待機児童がいる中での町の考え方はということであります。確かに、ゼロ歳から2歳の部分につきましては、待機児童が発生している状況であります。一方で、3歳、5歳の部分につきましては、ほぼ100%受け入れをしているという状況にあるわけであります。この待機児童の解消につきましては、総務常任委員会等でもお話をさせていただいているかと思いますが、喫緊の問題として早急に解決したいという町の考え方ではありますけれども、何せ保育士が不足をしているという状況、そして保育環境の改善を進めなければならないというところの課題もあるわけであります。そういった課題を解決しながら、保育士の確保につきましては、十勝町村会の統一試験での募集あるいは町独自の採用試験も実施をしながら保育士の確保に努めていながら、待機児童の解消に向けての施策も実施をしていきたいというふうに思っております。

3点目の副食費の滞納によって、保育の中断の可能性はあるかどうかということでございます。国のほうではそういったことを言っているということでもありますけれども、町としては、今までも、これからも、そういったことを考えておりません。そういったことも含めて、副食費の部分については、不公平のないように3歳以上については無償化をさせていただきました。当然そのことによって滞納ということもありますので、そういった事案については今後発生しないというふうに考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 11番、旗手議員。

1、11番（旗手） 今の副町長のお答えで滞納のことについては今までもなかったし、これからも滞納があるからといって、受け入れをとめるということはないということでしたので、ぜひその

ところは守っていただきたいと思います。

それで、とはいいながら国がやっぱりそういうことを小出しにいろいろと今回のような無償化とあわせて言ってきているということは、すごくやっぱり気をつけていかないとならないことだと思うのです。国は保育の部分からもう公的責任をどんどん減らして、規制緩和をして、そして今までのような保育所の最低限の基準だとか、そういうものを取っ払ってでも子どもを預かって構わないよというような、子ども何人に対して保育士が何人とか、そういうものもなくでもいいよという方向にどんどん法改正のたびに動いてきているように思うのです。でも、広尾町は、さっきおっしゃいましたように、3歳、5歳児はほとんど100%受け入れられるような体制になっているわけですから、やはり未満児も含めて希望する人たちがみんな入れるような、そういう保育体制であってほしいと思いますし、やっぱり無償化ということは預けている親御さんにとっては、本当に待ち望んでいたことだと思いますので、未満児は仕方がないと言わずに、ここの部分の負担もできるだけ少なくしていくような、そういう方策も検討するべきではないかと思いますが、その点についてもう一度お願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員のほうからいろいろご提案も含めて質疑があったところであります。

詳細については副町長のほうから申し上げたとおりでございます。ゼロ歳から2歳までの対応についてでありますけれども、前段も説明申し上げましたけれども、子育てのしている方の一つには、裏返せば不公平感もそこで生まれるので、預け入れしていない家庭への子育て支援はどうするのかという課題が惹起してきます。その点も含めて、課題が残るところでございます。

ただ、議員おっしゃったとおり、やっぱり子育てというのは、どこの市町村でもまちづくりの大きな柱でありますから、誰もが安心して子育てできる、そんな政策を実行してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「なし」の声あり）

1、議長（堀田） 別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第57号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、確保しないことができるなどとする省令の一部が改正されたことに伴うものであります。

改正内容に合わせて条例に文言、条項等を追加し、公布の日から施行したいとするものであります。

詳細については、担当課長より補足説明をいたさめますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料の49ページをお開きください。

議案につきましては、37ページから39ページになります。

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されまして、それに伴い町条例の一部も改正するものであります。

改正理由は、地方からのこの基準に関する提案等がありまして、離島その他の地域での卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が困難な市町村に対する措置となっております。

改正内容は、49ページの中段からになりますが、次の3つの主なものになります。

まず（1）、1つ目になりますが、卒園後の受け皿の連携施設の確保が著しく困難な場合は、確保を不要とするものでございます。

続きまして、（2）、2つ目になりますが、満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、市町村長が適当と認めるものは、連携施設の確保は不要とするものでございます。

そして、（3）の3つ目になりますが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行えると市町村長が認めるときは、連携施設を確保しないことができる期間を来年、令和2年から5年

間期限を延長するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 57 号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 29 議案第 58 号

1、議長（堀田） 日程第 29、議案第 58 号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 58 号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が 6 月に公布され、地方公務員法についても欠格条項から成年被後見人等についての文言を削除する改正が行われました。

本条例におきましても、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、文言、条項の改正をあわせて行い、令和元年 12 月 14 日から施行したいとするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 58 号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 30 議案第 59 号～日程第 39 議案第 68 号

1、議長(堀田) 日程第 30、議案第 59 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第 2 号)についてから日程第 39、議案第 68 号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第 2 号)についてまでの 10 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 59 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第 2 号)についてから議案第 68 号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第 2 号)についてまで一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第 59 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,759 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 72 億 8,069 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第 2 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第 2 表でお示しをするものであります。

次ページであります。

第 2 表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものであります。

過疎対策事業債につきましては、補助金の増額に伴う発行額の減少及び事業の追加に伴う発行額

の増加であります。

町債の合計から 620 万 8,000 円を減額し、6 億 3,674 万 2,000 円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第 60 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 99 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 1 億 1,019 万 9,000 円とするものである。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正の歳入であります。

2 款 1 項繰越金 99 万 9,000 円の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項港湾管理費 99 万 9,000 円の追加につきましては、一般会計繰出金を整理するものであります。

続きまして、議案第 61 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 49 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 7,440 万 5,000 円とするものである。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次の補正の歳入であります。

2 款 1 項一般会計繰入金 191 万 4,000 円の減額であります。

3 款 1 項繰越金 241 万円の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項簡易水道費 49 万 6,000 円の追加につきましては、配水管の修繕に伴う舗装修繕料の追加及び簡易水道事業の公営企業法適用に向けた研修会参加の旅費の追加であります。

次に、議案第 62 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 379 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 3 億 9,389 万 9,000 円とするものである。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

ものであります。

次のページの補正の歳入であります。

4款1項一般会計繰入金 119 万 5,000 円の追加であります。

5款1項繰越金 259 万 6,000 円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項一般管理費は、財源内訳の補正であります。同款2項施設管理費 517 万 4,000 円の追加であります。汚水管の改修工事の追加及び下水終末処理場の機械の修繕等であります。

3款1項公債費は、30 年度発行分の元利及び利子の確定による整理であります。

次に、議案第 63 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 187 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億 9,298 万 8,000 円とするものとします。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

次のページの補正の歳入であります。

4款1項一般会計繰入金 130 万 4,000 円の追加であります。

5款1項繰越金 317 万 9,000 円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。1款1項総務管理費 34 万 5,000 円の追加は、職員の世帯の変更による手当の整理であります。

3款1項国民健康保険事業納付金 26 万 7,000 円の追加は、北海道へ納める納付金の追加であります。

7款1項償還金及び還付金 126 万 3,000 円の追加であります。療養給付費交付金返還額の確定通知による追加及び国保税過年度還付金の追加であります。

9款1項予備費は、財源内訳の補正であります。

次に、議案第 64 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものとします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,399 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 7 億 1,675 万 4,000 円とするものとします。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

主な補正内容であります。

歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

歳出でありますけれども、1款1項総務管理費 26 万 9,000 円の追加につきましては、介護報酬改

定に伴うシステム改修委託料であります。同款２項賦課徴収費１万７,０００円の追加につきましては、介護保険料滞納者の財産調査手数料であります。

５款１項償還金及び還付加算金１,３７０万５,０００円の追加につきましては、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。続きまして、議案第６５号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ４万４,０００円を追加し、歳入歳出の総額を２億５,９９２万７,０００円とするものであります。

第２項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の内容の歳入であります。

１款２項負担金収入１４万３,０００円の追加であります。過年度の施設入所者負担金であります。

２款１項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

３款１項繰越金８４万７,０００円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。歳出であります。

１款１項施設介護サービス事業費４万４,０００円の追加につきましては、入居者用のテレビの故障による購入費であります。

続きまして、議案第６６号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第１条は、補正後の歳入予算の金額は、「第１表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

続きまして、議案第６７号についてであります。

第１条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ３５４万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を８,２２３万２,０００円とするものであります。

第２項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第２条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第２表でお示しをするものであります。次のページの補正の歳入であります。

１款１項移行前地方債元利収入３０４万８,０００円の減額であります。３０年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

２款１項町債５０万円の減額であります。医療機器購入事業の確定見込みによるものであります。次に、歳出であります。

１款１項貸付金５０万円の減額であります。地方債を財源とする国保病院への貸付金医療機器購入

事業の確定見込みによるものであります。

2 款 1 項公債費 304 万 8,000 円の減額です。30 年度発行分の元利及び利子の確定による整理であります。

次のページの第 2 表、地方債補正の変更であります。病院事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更であります。

町債の合計から 50 万円を減額し、2,920 万円とするものであります。

次に、議案第 68 号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

第 1 条は、令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第 2 条の収益的支出であります。予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第 1 款第 1 項営業費用に 31 万 1,000 円を追加するものであります。補正の内容であります。給水管切りかえ工事の追加であります。

第 3 条の資本的支出であります。予算第 4 条本文括弧書き中おのおの改め資本的支出の予定額を次のとおり補正とするものでありまして、配水管改良工事及びその設計委託料の追加であります。

以上、議案第 59 号から議案第 68 号までの補正予算につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

済みません。説明の訂正をさせていただきます。

56 ページ、お願いをいたします。

補正の歳入であります。4 款 1 項一般会計繰入金でありまして、130 万 4,000 円の減額でありまして、説明は「追加」と申し上げました。「減額」でありますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、事項別明細書 5 ページのほうをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目の財務管理費、25 節積立金は、繰越金等の確定により今後の償還財源として減債基金に積み立てるものであります。5 目財産管理費、12 節役務費は、土地の利活用を図るため、旧ひろお幼稚園に係るアスベスト検査手数料の計上であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節の備品購入費は、劣化が著しい軽度生活支援事業用宅配容器の購入費、28 節の国民健康保険事業勘定特別会計繰出金は、30 年度決算等に伴う繰出金の整理であります。3 目養護老人ホーム施設費、11 節の需用費は、入居者居室用ベッドキャスター修繕料、18 節の備品購入費は、経年劣化に伴うテレビ購入費の計上であります。

次、6ページをお願いいたします。

4目障害者母子福祉費、18節備品購入費は、国保連合会連携用端末購入費、20節扶助費は、補装具費の増に伴う補正、23節償還金利子及び割引料は、30年度の障害者自立支援給付費等の精算確定による返還金の整理を行っております。6目老人福祉費、28節繰出金の介護保険特別会計繰出金については、平成30年度の介護給付費交付金等の確定のほか繰越金の整理、介護サービス事業特別会計は、同じく繰越金の整理に伴う補正であります。8目後期高齢者医療費、28節の後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰越金の整理に伴う補正であります。

次、7ページ。

3款2項児童福祉費、2目保育所費の2節給料及び3節職員手当等は、育児休業に伴う人件費の補正、13節委託料は、子ども・子育て支援制度に係る情報システム改修委託料の計上であります。3目子育て支援センター運営費、3節職員手当等は、扶養者の変更に伴う職員手当の追加計上であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節の簡易水道会計への繰出金は、繰越金整理等に伴う補正であります。6目国民健康保険病院費、19節の負担金補助及び交付金は、国保病院に係る運営交付金の計上であります。

ここで恐れ入りますけれども、別冊の議案資料のほうをお願いいたします。

議案資料のほうの62ページであります。

令和元年度広尾町国民健康保険病院補正予算実施計画説明書（第1号）で運営交付金の内訳を説明いたします。

まず、収益収入及び支出の関係であります。内訳でありますけれども、このページ最下段の表、収入、1款営業収益、2項運営費負担金収益、1目運営費負担金収益、1節その他の医業収益の救急医療活動一般会計負担金で44万3,000円の減。

次に、63ページの上段、2款営業外収益、2項運営費負担金収益、1目運営費負担金収益、1節運営費負担金収益の研究研修費ほかで2,290万7,000円の増、その下、3項補助金等収益、1目運営費交付金収益、1節運営費交付金収益の企業債償還利子で1万9,000円の減。

次に飛びまして、68ページをお願いします。

ここで資本収入及び支出の関係であります。上段の表、収入、1款資本収入、1項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金の企業債償還元金負担金及び医療機器購入負担金合わせて138万1,000円の減、その下、2項交付金、1目他会計交付金、1節一般会計交付金も同様の内容でありまして、合わせまして138万2,000円の減、以上が国保病院運営交付金の1,968万2,000円の内訳であります。

なお、議案資料のほうの57ページから61ページの令和元年度広尾町国民健康保険病院補正予算実施計画書（第1号）につきましては、前段で説明しました内容の計画書であります。

それでは、事項別明細書のほうに戻らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金は、北海道農業次

世代人材投資事業補助金で歳入と同額の計上であります。5款2項林業費、2目林業振興費、9節旅費は、森林譲与税事業に係る追加、13節委託料は、大丸山線林道の現況調査等に係る委託料の計上であります。

次、9ページ。

6款商工費、1項商工費、6目ふるさと納税推進費、12節役務費は、ふるさと納税事業に係る広告費の追加計上であります。このページ、最下段の7款土木費、4項都市計画費、2目都市計画施設費、9節旅費は、都市計画マスタープランの策定に係る追加、28節下水道事業特別会計繰出金は、繰越金及び公債費などの確定見込み等による繰出金の整理であります。

次、めくりまして10ページ、2段目の9款教育費、1項教育総務費、4目財産管理費、11節需用費は、スクールバス等修繕料の追加であります。9款3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費は、生徒用男子トイレに係る修繕料の追加であります。9款4項社会教育費、1目社会教育総務費は、生涯学習推進計画の策定に係る委員報酬等の追加であります。

次、11ページ、3目図書館・児童福祉会館費、11節需用費は、移動図書館車バッテリー交換修繕料等の追加、15節工事請負費は、老朽化に伴うボイラー改修工事費の追加、18節の備品購入費は、図書館図書購入費として指定のあった寄附金を財源とし、図書購入費を追加するものであります。

11款公債費については、確定による整理。

12款の予備費は、総額の調整であります。

次に、戻りまして、3ページをよろしくお願いいたします。

歳入の関係であります。

9款の地方特例交付金は、確定見込みによる整理及び幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金の補正であります。

10款地方交付税については、普通交付税の確定見込みによる補正となっております。

12款分担金及び負担金は、幼児教育無償化による保育料の減額及び町独自での給食費助成による負担金の減額であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金は、除雪機械整備事業補助金、5目教育費国庫補助金は、豊似小学校に係る学校施設環境改善交付金の追加であります。

15款道支出金、2項道補助金、1目民生費道補助金は、子ども・子育て支援事業補助金、3目農林水産業費道補助金は、歳出と同額で、北海道農業次世代人材育成投資事業補助金の追加であります。

次、めくりまして、4ページをお願いします。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、1節総務費寄附金でまちづくり整備資金寄附として1件、3節教育費寄附金の教育振興資金寄附金で1件、4節農林水産業費寄附金の林業振興資金寄附金で1件を計上するものであります。

18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計の繰越金等確定見込みによる補正であります。

19款繰越金は、確定による補正であります。

20 款諸収入、5 項 2 目雑入は、町有自動車共済金及び土地連十勝支部助成金の計上であります。

21 款町債、1 項 1 目の総務債、1 節の臨時財政対策債は確定見込み、3 目辺地及び過疎対策事業債、2 節の過疎対策事業債は、除雪機械及び豊似小学校整備事業並びに児童福祉会館ボイラー整備事業に係る過疎債の補正であります。

以上が補正予算の内容であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案 10 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 59 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4 番、前崎議員。

1、4 番（前崎） 事項別明細書の 9 ページなのですが、6 款 1 項 6 目ふるさと納税推進費の広告料 26 万 7,000 円の関係でありますけれども、この財源内訳が一般財源で計上されておりますけれども、以前にもこの事業については寄附金のそういった基金、そういったその他財源、そのような形で賄うのが適切でないかと。以前、上士幌町の例も出して、そういった指摘をさせていただきましたけれども、今回、一般財源で計上されておりますけれども、この内容についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） 従前よりご説明をしているところなのですが、今回より一般財源のほうで予定をしております、管内のほうのこういった形式でやっているのかというような形も調査をしております。本町と同じような形でやっているところが半数以上というような関係で、今現状におきましては、従前同様の考え方でやっている次第であります。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 以前も、上士幌町は十勝でも非常に多額のふるさと納税寄附金を集めておられまして、昨年度も20億円を超える額を集めておりますけれども、そういった寄附金に係る経費を差し引いた残りをそれぞれ子ども基金ですとか、あるいは高齢者の福祉のための基金、その中で事業を執行しているということを聞いておりますけれども、実は過般、7月26日に芽室町議会で公開講演会が開かれまして、このときの講師が早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長の講演をいただいたわけなのですけれども、この方、四国の町長をやられてから、早稲田大学院公共経営研究科に入学をされて、今、マニフェスト研究所事務局長をやられているのですけれども、会場ではちょっと質問する時間がなかったものですから、文書でこの内容について質疑をいたしましたら、後ほど回答をいただきまして、いわゆるふるさと納税という、そういった寄附金の特別といいますか、そういった部分でいくと、それに係る経費はこの寄附金で賄うべきであると。これは原則であるというお話でありました。

ただ、その中で職員の人件費については、実態に応じて案分で経費を出すという形でありましたけれども、少なくとも通常の物件費、返礼品、手数料等を含めて、これらについては、広尾町でいけば、ふるさと納税の基金で賄うべきであるというような説明を受けたのですけれども、過般このことについて質問いたしましたけれども、副町長はなかなかこういうときには正解がないというようなことだったので、今、早稲田大学のマニフェスト研究所の見解といいますか、そういった部分ではそういうご説明があったわけなのですけれども、その点についてどのように考えておられるか、再度ご説明をお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 申しわけありません。

今、る前崎議員のほうから、ふるさと納税の財源の持ち方についてのご質問であります。

これは以前から予算委員会、決算委員会等でもご質問いただいているところでありまして、上士幌町の例もお伺いしておりますし、本町のほうで先月に各町村のふるさと納税の寄附金の取り扱いについて調査をさせていただいております。その一例をちょっとご紹介させていただきますと、まず、ふるさと納税の寄附のあった年度の取り扱いということで、その年度に全て基金に積み立てしているという町村が19市町村中9市町村ということで、約半分が基金に積み立てしていると。上士幌さんの場合には、指定寄附金を1回積み立てて、寄附の指定のないものについては経費を差し引いて充当しているというような内容でしたけれども、今、前崎議員がおっしゃられているように、大学の先生のお話もあったようでありますけれども、やり方については、そこの町の個々の考え方にもよると思います。本町としては、以前から申し上げているとおり、寄附のあったものについては、その年度、一旦積み立てをさせていただいて、次年度の事業に充当させていただいているという方法で今まで進めさせていただいておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（小田） 今の財源というか、使い方については、半分ぐらいの町村は広尾方式でやって、あと半分はほかの、この方式でやっているということですが、一番大事なことは一体その目的別のふるさと納税の部分が、きちっと費用、いろんな費用、本当は人件費も細かく計算すべきだけれども、そういうものでプラス・マイナスで合っているのかどうかということが、わかりやすすくないとまずいと思うのです。確かに一般財源、ここから出している、ここから出している、それはふるさと納税の事業を実行するに当たっては、正しいかもしれない。だけれども、この議会あるいは町民に対して、これはこうですということ合っているかどうかを明らかにしていくことが必要なのであって、もしそうでないというのであれば、別表か何かで一般財源に持っていっているけれども、実際にこのふるさと納税の事業に対してこの財源をこういうふうに使っているという形で、そういう表がないとわからないでしょう。わからないでしょうというか、わかれというのもちよつと変な話であって、変ではないけれども、すごいあっちこっちやって、何か自分の家計で自分の収入でやっているのならいいけれども、ほかの別のサイドポケットの費用からも出したりしていたりすると、わけがわからないというのが普通一般的な考えだと思うのです。そういう意味では、別表というか、シミュレーションの形でもいいから、そういう表を出すことが私は必要だし、本来であれば広尾方式でない方法が一番いいとは思いますが、もちろん基本的に。でも、どうしてもできないというのであれば、そういう形でやるべきではないかと思いますが、どうですか。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） 小田議員の質問にお答えさせていただきます。

予算のほうでは基金等の部分で潤沢な寄附金があるわけでございませんで、一般財源のほうで措置をしていて、決算のほうで内容の部分についてお示しをするというような形の処理をしているところでございます。

（「なし」の声あり）

1、議長（堀田） 別になければ、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第 60 号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第 61 号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

9 番、小田^{こだ}議員。

1、9 番（小田） 直接この補正の部分には関係ございませんが、実際の話、きのうですか、簡水で野塚地区、新生含めて大規模な断水が発生しまして、たまたま私も農協へ行ったときに、何したのと言ったら、いや、実は水道がパンクしてしまってということで、どこの場所が云々ということで、私もその後、役場の担当者のほうに確認しましたら、いや、実は漏水がひどいということで、補修をかけた。ところが、補修をかけたけれども、そこは直ったのだけれども、別なところからまたパンクをした。そういうことで、約 6 時間ぐらいにかけて大規模な断水が起きた。その後については、消防か何かで市街地の方も含めて給水処置をされたとは聞いております。それで、簡水ですから、この議案第 61 号がその部分なのかちょっと私もわかりませんが、水道事業会計のほうで聞くのが本当なのかもしれませんけれども、簡水ということで。

電気、水道は、やはりいろいろ生活とかなんとかということも含めて、一番大事なインフラのものだと私は思うのです。それで、1 回漏水がひどいということで補修をかけて、それを直したということで、直した途端にまた直ったら別な、どこの部分かわかりませんが、そのラインでまた爆発がぼんと出た。それで復旧が長引いたということを聞いていますので、この本線だと思うのです。市街も含めて新生、楽古、本野塚、その辺が全部とまったということで、そのことについては、電気もそうなのですが、水道は特にこれ、たまたま夏場の暖かいときだからよかったと思うのですが、これが冬の凍結が入っているときで、こういうような状態が起きたら、復旧に相当な難儀をするのではないかと思いますので、この補正、49 万円何がしかが載っていますけれども、どうですか、本格的な冬の前に早急に、その部分はかなり傷んでいると思うのです。状態をかなりその部分は把握しながら補修をかけたということだとは思いますが、直してもまた次にその同じ近場でまた破裂が起きるということは、かなりの老朽化がひどいということで、早急に雪の降るまでにしっかりとした対策をやってもらうべく、その辺の考え方について、これは予算がありますから、町長部局も含めてどうなのか、その辺確認したいと思うので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 水道管の老朽化によりまして、事故が発生する場合があります。毎年、漏水調査などをしながら、老朽している管の把握と改修に努めているところではありますが、このことをまた教訓にいたしまして、さらなる調査と事故を未然に防ぐべく対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 9番、小田議員。

1、9番（小田） 検討してということですが、一番の生活インフラの電気、水道というのは基本中の基本ですから、漏水がひどいところを直してこうやるということであれば、私はそうかな、直ったのかなと思うのですけれども、担当者に聞いたら、いやいや、そこは、漏水がひどいところは直したのだ。けれども、そこは直ったけれども、そのラインのどこだか、多分本管がかなり傷んでいると思うのです。それで、早急に12月までは補正の期間もありますから、町としてもやっぱり一番の市街地までも全部アウトということですから、これまたま夏だからよかったものの、冬のしばれたときにこんなことが起きたら、そう簡単には直らないし、それで、今、実際ほとんど酪農家ですが、酪農家の場合は機械で一番困るのは、バルククーラーの洗浄水を使うということなのです。そうすると、それがきれいに洗われなかったら、新しい牛乳を搾乳してバルククーラーに入れることができなくて困ったのだと。それで、時間との勝負みたいなことを聞いていましたから。ですから、たまたま4時か5時ごろに復旧したのだと思うのですけれども、今だからできたと思うのですけれども、冬に向かっては、やっぱり修理とかなんとかといったって、それは2倍も3倍も労力と作業がかかると思うのです。それ早急にちょっと町長部局と相談しながら、速やかにその部分は、大体ひどいというのは、箇所というか、長さはわかっていると思うのです。古いからどこまでどうということは、ちょっと確認しなければならぬとは思っているのですけれども、その点について確認して、町長部局としてはどんなことなのか、報告は受けていると思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このたび、楽古地区で議員さんがおっしゃったとおり、断水の事故がありました。老朽化によるところの原因でありまして、この関係につきましては、今、議員がおっしゃったように、住民はもとより牛がいるわけでありまして、そういった営農にも支障があるところであります。特に、冬に起きたらどうなのかというところでありまして、深刻な問題であります。しっかりと把握をしながら対策を講じて、一気になかなかできないものですから、きちっと計画を立てて、その対策をとっていきたいというふうに思っているところであります。

（「なし」の声あり）

1、議長（堀田） 別になければ、以上で、質疑を終結します。

次に、議案第62号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第63号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第64号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第65号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第66号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第67号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第68号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第 59 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）についてから議案第 68 号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 10 件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号から議案第 68 号までの 10 件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案 10 件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 10 件は討論を省略します。

これより議案第 59 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）についてから議案第 68 号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 10 件を一括採決します。

お諮りします。本案 10 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 10 件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす 7 日から 9 日までは、議事の都合により休会とし、10 日は午前 10 時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2 時 16 分